

2023年8月吉日

株式分割に関するよくあるご質問

本田技研工業株式会社

当社は2023年8月9日開催の取締役会において、**1株につき、3株の割合**をもって、**株式を分割**することを決議いたしましたので、ご案内申し上げます。**(2023年9月30日時点の株主様が対象)**

本件につきまして、株主様に株式分割についてより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしました

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか？

東京証券取引所は、有価証券上場規程第445条において望ましい投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めていることから、最低投資水準が当該水準の中でも高い位置にある現在の当社株価の水準を踏まえ、当社株式1株につき3株の割合をもって株式を分割し、これを引き下げるものです。

本分割により、株式の流動性を高め、当社株式の株式市場での売買をしやすい環境を整えていきます。

Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか？

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

保有する株式の数は3倍に増加しますが、1株あたりの純資産額は3分の1に減少します。

Q3. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？

ご所有の株式数は3倍になりますが、1株あたりの配当金が3分の1となる予定ですので、今後の業績変動など他の要因を除いて、お受け取りになれる配当金の総額に株式分割が影響を与えることはございません。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

株主様が当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございませんが、以下の点にご留意いただけます様、お願い申し上げます。

株式分割後の100株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式と単元株式との間の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと、および株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても、引き続き株式を保有し続けることおよび配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、以下の制度を2023年10月1日以降、ご利用いただくことができます。

- ① 単元未満株式の買増制度（100株への買増）

株主様が所有する単元未満株式と合わせて1単元（100株）となるよう、当社株式を売り渡すことを当社に対し請求できる制度です。

② 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、株主様が所有する単元未満株式を買い取ることを当社に対し請求できる制度です。

具体的なお手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主様は、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式をご所有でない株主様は、当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q5. 株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は2023年9月27日（水）までとなります。2023年9月28日（木）から新しい株価・保有株式数でのお取引となります。

なお、単元未満株式の買取請求停止期間は、9月26日（火）から9月29日（金）、買増請求停止期間は9月14日（木）から9月29日（金）となっております。

Q6. 最低投資金額への影響はありますか？

最低投資金額は、理論上3分の1となります。

（ご参考）株式分割前の当社株価が4,500円である場合の試算

株式分割前の最低投資金額 450,000円（株価×単元株数）

株式分割後の最低投資金額 1,500円（株価）×100株（単元株式数） = 150,000円

Q7. 所有している株式数と議決権はどのようになりますか？

個々の株主様の2023年9月30日時点の株主名簿に記録された株式数に3を乗じた株式数を2023年10月1日の株主名簿上の株式数といたします。具体的には、株式分割の前後で、所有株式数および所有議決権数は次のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | | 効力発生後 | | |
|----|-------|------------|------|-------|------------|------|
| | 所有株式数 | うち、単元未満株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | うち、単元未満株式数 | 議決権数 |
| 例① | 100株 | — | 1個 | 300株 | — | 3個 |
| 例② | 50株 | 50株 | — | 150株 | 50株 | 1個 |
| 例③ | 160株 | 60株 | 1個 | 480株 | 80株 | 4個 |

- ・例①に該当する株主様は、特段の手続きの必要はありません。
- ・例②および例③に該当する株主様は、単元未満株式を所有されております。単元未満株式については、そのまま所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により単元未満株の買増制度または買取制度をご利用いただけます。

Q8. 株式分割後の株主優待制度はどうなりますか？

今回の株式分割による応募条件、優待内容の変更はございません。

株式分割後も毎年3月31日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上所有の株主様を株主優待の対象とさせていただきます。株式分割後に1単元以上所有することになる株主様(株式分割により100株以上を所有することになる株主様)も、新たに株主優待の対象となりますので、株主優待制度の実質的拡充となります。

なお、1単元(100株)以上を所有いただいている現株主様においては、優待内容の実質的な変更はありません。

Q9. 株式分割のスケジュールを教えてください。

2023年8月9日（水）取締役会決議日

2023年9月27日（水）現在の株価・保有株式数での当社株式売買の最終日

2023年9月30日（土）株式分割の基準日

2023年10月1日（日）株式分割の効力発生日

2023年10月下旬 株主様へ「株式分割手続き完了のお知らせ」を発送

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120（232）711

（午前9時から午後5時まで。土・日・祝祭日等を除く。）

以上